

～平成29年度 小児・身障者割、航空運賃還付申請について～

平成29年4月1日以降JTA・RAC(久米島-那覇)搭乗分の還付申請受付を行っています。
あじま一館内「商工観光課」にて申請のお手続きをよろしくお願いいたします。

【還付金の申請方法】

※手続きに必要なもの

- 飛行機に乗ったことを証明できる書類
- 離島住民カード(※1)
- 印かん
- 通帳の写し
- 身障者手帳

※飛行機に乗ったことを証明できる書類について

- ①「領収書+搭乗証明書」
- ②「eチケットお客様控え+搭乗証明書」
- ③「搭乗券」or「ご搭乗案内(レシートタイプ)」

①～③のいずれか

「搭乗券」or「ご搭乗案内(レシートタイプ)」とは…
保安検査場で入場する際に読み取り機にタッチするバーコードのついた券
又はタッチした際に発行されるレシートタイプになります。

※1「離島住民カード」の有効期限が切れましたら、再発行後、申請の際、ご提出下さい。

◇航空運賃(久米島-那覇)還付金額表

運賃種別(種別コード)		片道運賃	還付金額
小児者	離島割引(WK)	5,100円	1,550円
	小児普通運賃:(CH)	※4,900~4,950円	1,350円
身体障がい者	離島割引(WK)	5,100円	450円
	身体障がい者割(HF)	7,750円	3,100円

※上記運賃種別コード以外は還付対象外です！！
※小児普通運賃:ピーク期間(7/1-8/31)の料金は4,950円です。



◇申請の受付は商工観光課(あじま一館)のみで行っております。

受付時間: 8:30~17:15

◇申請は搭乗後になります。なるべく早めに申請してください。

◇搭乗券等は紛失しないよう、十分ご注意ください。

お問い合わせ

航空運賃の還付に関すること

商工観光課: 098-851-9162